

広げよう地域に根ざした思いやり

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員制度は前身の救世顧問制度が大正6年5月12日に発足したことに始まります。この日を「民生委員・児童委員の日」と定め、全国一斉に民生委員が社会福祉の増進に取り組む決意を新たにする日としました。



地域の福祉の推進役・相談役です

民生委員・児童委員は市民の皆さんのが地域で安心して暮らせるようお手伝いする、地域の福祉の推進役・相談役です。現在 85 人の委員が厚生労働大臣から委嘱され活動しています。

民生委員は児童委員を兼任しています

民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねており、児童福祉の向上のためにも活動をしています。いじめや児童虐待などの問題が深刻になる中で、子ども家庭支援センターや学校などの関係機関と協力しながら、問題の解決にあたっています。

お気軽にご相談ください

福祉に関する悩みごと、心配ごとをお持ちの人は、お気軽に身近な民生委員・児童委員にご相談ください。個人の人格を尊重するとともに秘密を守ることが義務づけられています。安心してご相談ください。

お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員については、お問い合わせください。

民生委員・児童委員の活動

地域の中で、高齢者、障がいがある人、子育ての心配がある人などの福祉に関する幅広い相談を受け付けています。相談の内容に応じて、市や関係機関を紹介したり、情報提供を行っています。また、市などが実施する調査や福祉事業に協力しています。

平成20年度には、2,095件の相談(支援)を行いました。そのうちの約45%が高齢者に関することで、全体の延べ活動日数は8,986日、訪問・連絡回数は7,528回でした。

主任児童委員も活躍しています

民生委員・児童委員の中には、個別の担当区域を持たず、児童福祉に関する仕事を専門的に担当する主任児童委員がいます。

児童福祉関係機関との連絡・調整や児童委員の活動の援助・協力等を行っています。

問い合わせ先

健康福祉課 22-3167

尊重の明るい阿蘇市をめざして
護委員制度をご存知ですか？～

阿蘇市には、法務大臣が委嘱した9名の人権擁護委員がいます。相談は無料で秘密は守られますのでお気軽にご相談下さい。

「人権擁護員が
人権に関する相談に応じます！」

特設人権相談所
日時 6月1日(月)
午前10時から午後3時まで
場所 阿蘇市農村環境改善センター

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。この日は人権擁護委員法が施行された日であり、委員の自己研鑽と人権擁護委員制度の周知徹底及び人権思想の普及高揚を目的として、全国人権擁護委員連合会が制定しました。この日を中心に、全国で様々な啓発行事が予定されており、その一環として、6月1日に特設人権相談所を開設します。